

令和7年12月10日

魚沼市議会議長 志田 貢 様

総務委員会

委員長 大桃 俊彦

総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名
 - (1) 所管事務調査
 - (2) 閉会中の所管事務等の調査について
 - (3) その他
- 2 調査の経過 12月10日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
所管事務調査については、魚沼市特定居住促進計画（素案）について、執行部から説明を受け質疑を行った。市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて、協議した。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、魚沼市カスタマーハラスマント対応マニュアルについて、魚沼市過疎地域持続的発展計画の変更について、魚沼市公共施設再編整備計画（第3期）の策定について、魚沼市DX推進方針の改訂について、第3期魚沼地域定住自立圏共生ビジョンの策定について、空き家実態調査の結果について、下島地内建物収去土地明渡し請求訴訟の経過について及び突風被害に係る廃棄物処理費等補助金の申請状況について、執行部から説明を受け質疑を行った。
また、救急車のタイヤ脱輪のその後の状況について、給与改定に係る関係条例について、執行部から報告を受けた。

総務委員会会議録

1 審査事件

- (1) 議案第 95 号 魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第 96 号 魚沼市火災予防条例の一部改正について
- (3) 議案第 101 号 第三次魚沼市総合計画基本構想の策定について
- (4) 議案第 102 号 市有財産の処分について（旧消防器具置場・上折立）
- (5) 議案第 103 号 市有財産の処分について（土地・大倉地内）
- (6) 議案第 104 号 市有財産の処分について（土地・堀之内地内）
- (7) 議案第 105 号 市有財産の処分について（土地・小出島地内）
- (8) 議案第 106 号 市有財産の処分について（土地・井口新田地内）
- (9) 議案第 107 号 市有財産の処分について（土地・一日市地内）

2 調査事件

(10) 所管事務調査

- ①魚沼市特定居住促進計画（素案）について
- ②市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて

(11) 閉会中の所管事務等の調査について

(12) その他

- ①魚沼市カスタマーハラスマント対応マニュアルについて
- ②魚沼市過疎地域持続的発展計画の変更について
- ③魚沼市公共施設再編整備計画（第3期）の策定について
- ④魚沼市DX推進方針の改訂について
- ⑤第3期魚沼地域定住自立圏共生ビジョンの策定について
- ⑥空き家実態調査の結果について
- ⑦下島地内建物収去土地明渡し請求訴訟の経過について
- ⑧突風被害に係る廃棄物処理費等補助金の申請状況について
- ⑨その他

2 日 時 令和7年12月10日 午前10時

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 こめたろう、横山正樹、星野みゆき、大桃俊彦、高野甲子雄、森島守人
(志田 貢議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 内田市長、桑原総務政策部長、桑原消防長、吉田総務政策部副部長、
角屋消防次長、浅井総務人事課長、五十嵐企画政策課長、斎藤管財課長、

佐藤防災安全課長

7 書 記 坂大議会事務局長、星議事調整係長

8 経 過

開 会 (10 : 00)

大桃委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会いたします。本委員会に付託されました案件について審査をお願いいたします。

(1) 議案第 95 号 魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

大桃委員長 日程第 1、議案第 95 号 魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 ございません。

大桃委員長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。

星野委員 県内ほとんどの自治体が消防職員にこの手当がついていたということで、今回我が市でもというお話だったと思います。今までこの手当のことを知らなかった、もしくは知っていたけれどもあえてというようなことだったのか、その辺を伺います。

桑原総務政策部長 内容についてはそれぞれの消防本部、あるいはそれぞれの自治体を通じて把握はしておりましたけれども、従前より本市においては手当の整理をしてきたという経過も踏まえまして、なかなか引き上げに踏み切れなかつたといったような事情がございます。

星野委員 ほかの自治体はいつ頃からこの手当がついていたのか、分かればお願ひします。

桑原総務政策部長 それぞれ今回引き上げる手当については、本会議の中でも説明させていただきましたように 2 つあります。一つについては緊急消防援助隊等の関係、もう一つは救急救命士の関係なんですけれども、この緊急消防援助隊の関係につきましては国からガイドラインが示されておりますので、今回ほぼ一齊にというところになろうかと思います。救急救命士の関係につきましては、それぞれの自治体あるいは消防本部によって取扱いがまちまちでございますけれども、おおむね他の自治体では引き上げているといった内容が確認されましたので、今回それに準じて本市においても引き上げをお願いしたいということをございます。

星野委員 救急救命士は、自治体によって金額が違うということもあるのでしょうか。

桑原総務政策部長 これも本会議の中でもお話ししさせていただきましたけれども、救急救命士の手当につきましては、出動回数によって 500 円のところもあれば 400 円のところもあつたりというところでございます。また、それが出動 1 回につきというところもあれば給料表そのもので 2 号給を引き上げているといった自治体もございます。

森島委員 手当の話ですけれども、高い安いは別問題として、同じ救急に出る場合、1人が 1 日出動 1 回につき金額が決まる。2 回出ればその倍だということになります。どの程度、

同じ人が勤務して出動する平均値を教えてください。

桑原消防長 消防本部の出動件数は、年間で1,600件から1,700件あります。日にちで平均すると、大体4件から5件の出動になります。今、件数が高止まりしている状況でして、救急隊員も労務管理ということでローテーションを組んだ中でやっております。ローテーションのやり方が隊によって違いますので、1人1日3件から4件、1日全部その隊がやっている場合は5件程度出動しております。

森島委員 災害応急作業等手当ということで、一般職が災害のあった各市町村に協力で行く場合は、どういう取扱いをしていましたか。

桑原総務政策部長 一般職が災害等の派遣で市外に行く場合なんですか、通常の旅費の規定に沿った内容でしか今まで対応してございませんでした。

森島委員 一般職も、ある意味では同じような考え方を私はしていいのではないかと思います。それが年に何回もあることではありませんし、責務といいますか、市を代表して行く職員ですので、そういう部分というのは今後担当部局では考えておられないでしょうか。

桑原総務政策部長 今回の改正条例の中でその辺も盛り込んでおりまして、一般の職員が避難所の運営ですとか、あるいは家屋調査、そういったところに従事した際にもこの災害応急作業等手当に含む内容として支給できるよう今回改正をさせていただくという内容になっております。

大桃委員長 ほかに質疑はございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

討論を省略し、採決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。

これから、議案第95号 魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第95号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(2) 議案第96号 魚沼市火災予防条例の一部改正について

大桃委員長 日程第2、議案第96号 魚沼市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 補足説明がございますので、消防長から説明をさせていただきます。

桑原消防長 それでは、火災予防条例の一部改正につきまして、資料に基づきまして説明いたします。資料を御覧いただきたいと思います。

議会初日の説明では、改正に係る条例の部分につきましては説明いたしましたが、言葉だけでは分かりづらい部分もあったかと思います。市民に影響もありますので、法令上で体系的な位置づけ、発令した際の火の使用制限の内容、どういった条件のときに発令となるのか、たき火とはどういったものなのかなど資料を御覧いただきながら説明いたします。(資料「魚沼市火災予防条例の一部改正について」により説明)

大桃委員長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。

星野委員　　たき火と野焼きのイメージが分かりづらいのですけれども、まずこのイメージ写真の中で、上の飯ごうを炊いているものと、下のお肉とさんまを焼いているものの違いが分かりません。

桑原消防長　　この違いについては、火が露出していて、その火の粉が飛散する恐れがあるかどうかというところになろうかと思います。

星野委員　　たき火については罰則がないと理解しているんですけど、これが野焼きとなれば犯罪になるかと思います。その野焼きとたき火の一番の違いについてはどういう感じでしょうか。

桑原消防長　　野焼きとたき火の違いですとか、焼却の是非については、消防法の所管ではございませんので、環境の所管になります。消防では、あくまでもこの燃やす行為をした際に火災と紛らわしい煙が出るとか、火災と間違えるような火が出るとか、そういう際の届出について規定をしております。

星野委員　　先ほど、さいの神とかキャンプファイヤーは届出が必要というお話をありましたけど、ほかに届出が必要な行為はあるのか伺います。

桑原消防長　　今現在、年間約50件から60件前後の届出をいただいている。主なものが、今言ったさいの神とキャンプファイヤーなんんですけど、そのほかに特異なものとしては、企業で発電機とか点検する際にそれを運転したときに大量の煙が出るということで、そういうしたものに対して届出はいただいております。

森島委員　　いま一度聞かせていただきますけれども、第45条の括弧書きの中にたき火というものを入れたその理由を教えてください。

桑原消防長　　これについては、大船渡市やそのほか全国で発生しております大規模林野火災の発生原因が人為的なものという見方が非常に強いです。その原因がたき火、火入れとかそういうものによるものが多いということで、意識づけをするためにあえてたき火という文言を入れております。

森島委員　　私は古い人間ですので、たき火というのは小学校の中で歌もあったり、本の中にもあったように記憶しています。そういう意味でたき火というものは、私は違和感といいますか、火事は起こしてはならない、これは当たり前のことでし、努力義務というひとつの条例で罰則がないということですけれども、たき火というのはやはり私はここまで入れる必要があるのかなと。市民に周知をしていただくということが私は一番大事なことはないかという感じがいたします。条例が悪いということではありませんけれども、やはり私は注意喚起を市民の皆さん方にどうやって徹底させるのか。今言ったように、各課によって法律が違うわけです。消防法であったり、環境、そしていろいろな部分でまたがっている部分があろうかと思います。その辺は、消防法に基づいてということだけで皆さん方に周知をするのか、あるいは他課にわたってやるのか、お聞かせください。

桑原消防長　　今おっしゃられたとおりでありますて、消防だけというわけではなく、国からも通知が来ているんですけれども、環境のほうと連携を図った中で、そういう行為について対応していくというようなことになっております。魚沼市においても、担当課と連携を図りながらやっていきたいと思います。

森島委員　　魚沼市では、風物詩でありませんけれども例えば秋のもみを燃やす、これもやはり煙が出るということですので、これも届出が必要だと理解してよろしいですか。

桑原消防長　　おっしゃられるとおりでございます。今まで、そういった行為について届出をしていただいております。

森島委員　　この様式というのは、今までの様式を使うと理解してよろしいですか。

桑原消防長　　おっしゃるとおりで、ホームページ等にも載っておりますが、今までの様式を提出していただくことになっております。

横山委員　　警報発令の場合は火の使用制限で書いてありますが、これはしてはいけませんという形で捉えてよろしいのでしょうか。

それから2点目は、5番は発令がないときにたき火であるとかそういうものは届出をしなくてはなりませんと捉えていいのでしょうか。

桑原消防長　　おっしゃるとおりでございまして、発令の際はその行為を控えていただくということですし、届出については発令がなくても1年中というか常に届けていただくということでございます。

横山委員　　それをはっきりさせて市民に知らせないと、例えば火の使用制限だとこれも駄目か、これも駄目かという形になってしまいがちだと思うんです。今年に入っても茨城県と神奈川県でも林野火災が発生し、大変なことは皆さん周知していると思います。火の使用制限、この発令があったときにはこれは皆さんで制限してくださいと。ただ、発令制限がない、例えば冬のさいの神とか、例えば学校で飯ごう炊飯をするとか焼き芋をするとか、それは発令のないときに届出が必要ですと。ただ、発令があったときにはこれらは全部駄目なんですという、その辺のところを周知しないと大変かと思います。その辺についてお願いします。

桑原消防長　　おっしゃるとおりでございます。非常に分かりづらい部分でございます。今考えているのは、議会でも申しましたけれども事前周知として市報を使ってQ&A方式とかで伝えたいと考えております。ホームページ、SNSでもそうなんですが、自治会長さんの会議でも説明したいと考えています。その発令の際、注意報の際は、消防車両で実際に巡回など、そういったこともして何とか周知に努めたいと考えております。

横山委員　　発令のないときのたき火の届出は、今ほどお話があったとおりなんです。例えば花火とか、そういうものはどのような取扱いにすればよいのでしょうか。今までだと花火をするときにはちゃんと火を消すとか、そういう形で親子でやってたり、またグループでやったりしたと思いますが、いちいち届出というのは難しいと考えていますが、その辺についてはどうですか。

桑原消防長　　今ほどおっしゃられた普通の一般家庭で行う花火については、届出は必要ないと考えております。

大桃委員長　　ほかに質疑はございませんか。（なし）なければ、これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。

これから、議案第96号　魚沼市火災予防条例の一部改正についてを採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第96号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（3）議案第101号　第三次魚沼市総合計画基本構想の策定について

大桃委員長　　日程第3、議案第101号　第三次魚沼市総合計画基本構想の策定についてを議題
　　といたします。執行部から補足説明はございませんか。

内田市長　　ございません。

大桃委員長　　これより質疑を行います。質疑はございませんか。

森島委員　　意見として申し上げさせていただきます。1年をかけ議会でも特別委員会、そしてまた全員協議会等を開催した経過がございます。そして、執行部の皆さん方もいろいろ勉強し、そして成果品といいますか、提案をされたわけでありますので、ぜひともきちんと基本構想に基づいて実施計画を積み上げていただきて、ここにも書いてあるように「未来に向け魚沼市が輝けるような地域でいたい」ということですので、ぜひともそれに向かって、市民に分かりやすく説明をしながら実施計画を進んでいただければと思っています。
　　意見として付していただければと思います。

大桃委員長　　意見としてございましたけれども、これに対して執行部からございますか。

内田市長　　基本構想のその後にどうしていくかということだと思いますので、実施計画等々についてもしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

大桃委員長　　しっかりと進めていただきたいと思います。ほかに質疑はございませんか。(なし)なければ、質疑を終結します。

　　討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。

　　これから、議案第101号　第三次魚沼市総合計画基本構想の策定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第101号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

- (4) 議案第102号　市有財産の処分について（旧消防器具置場・上折立）
- (5) 議案第103号　市有財産の処分について（土地・大倉地内）
- (6) 議案第104号　市有財産の処分について（土地・堀之内地内）
- (7) 議案第105号　市有財産の処分について（土地・小出島地内）
- (8) 議案第106号　市有財産の処分について（土地・井口新田地内）
- (9) 議案第107号　市有財産の処分について（土地・一日市地内）

大桃委員長　　日程第4、議案第102号　市有財産の処分について（旧消防器具置場・上折立）
　　から、日程第9、議案第107号　市有財産の処分について（土地・一日市地内）までの6件
　　を、一括議題といたします。執行部から説明はございませんか。

内田市長　　ございません。

大桃委員長　　これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) これで質疑を終結いた
　　します。

　　ただいま一括議題とした6議案につきましては、討論を省略し、採決することに異議あ
　　りませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決
　　定いたしました。

　　これより、順次採決いたします。まず、議案第102号　市有財産の処分について（旧消防

器具置場・上折立) を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第102号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第103号 市有財産の処分について(土地・大倉地内)を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第103号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第104号 市有財産の処分について(土地・堀之内地内)を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第104号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第105号 市有財産の処分について(土地・小出島地内)を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第105号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第106号 市有財産の処分について(土地・井口新田地内)を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第106号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第107号 市有財産の処分について(土地・一日市地内)を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第107号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これで、本委員会に付託されました議案については、以上となります。

(10) 所管事務調査

①魚沼市特定居住促進計画(素案)について

大桃委員長 次に、日程第10、所管事務調査、①魚沼市特定居住促進計画(素案)について、執行部に説明を求めます。

吉田総務政策部副部長 それでは、魚沼市特定居住促進計画の素案について、説明をさせていただきます。この計画につきましては、10月23日の総務委員会で計画策定の経緯というところを説明させていただきました。現在、国で二地域居住の普及・定着を通じた地方への人の流れの創出拡大による地域活性化を目的としまして、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律が改正されまして、それに伴い、国でコワーキングスペース等の整備に対する支援策として新たな事業が創設されてきております。その新しくできた国の交付金であります地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業、これを活用し、現在小出の本町エリアになりますけれども、旧図書館の中でコワーキングスペースの整備を進めているところであります。この交付金活用の条件といたしまして、特定居住促進計画を策定することが求められておりますので、市としても移住定住の促進のみならず、この二地域居住に取り組んでいかなければいけないということから、現在計画の策定を進めているところであります。(資料「魚沼市特定居住促進計画(素案)」により説明)

以上、5ページの計画になりますけれども、ここに定めている計画に基づき、これから二地域居住者関係人口拡大に向けて市として取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

大桃委員長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。

横山委員 この企画がスムーズに進んでいくことを願っていますが、今後のこと教えてほしいのは、それぞれステップ1から4まであるんですけど、魅力の発信や生活環境の発信は相談窓口をどこに設置するのか。それから、「可視化を通じて、市外の関係者が地域と関わりやすい環境を整備し」というのは、どこのところで関わって、どこに相談すればいいのか。その辺のところで、どのような内容なのか、どこの課が担当しているのか、もし分かつていれば教えてください。

吉田総務政策部副部長 このステップ1からステップ4は、地域創生課を中心となりまして、それぞれ事業を展開する上では当然関係する課との連携が必要になってきますので、まずは地域創生課が主体となりそれら情報発信、それと相談窓口の体制というのは構築していくたいと考えております。ただ、そこから総合的なワンストップの相談窓口ですとか、いろいろ関係者等との連携の中でもっと有効的にできる体制がとれるのであれば、そういうたらもう少し幅広いワンストップの相談体制を構築していきたいと考えております。

また、可視化に向けた取組というのが、先ほど申し上げましたが、国でふるさと住民登録制度というのを、細かいところはまだ公表できていない状況なんですが、そこの仕組みを利用することで地域での課題をそこのアプリ上で外に対して情報発信し、それを見た登録した方と地域をつなぐ、そういうマッチングの機能というのがあります。その可視化というところに向けては、これからどういう形で地域と話し合い、その情報を上げてもらうかというところもひとつ課題ではあるんですが、そういったところの構築に向けては引き続きまた地域創生課で主体となって取組を進めていきたいと考えております。

横山委員 もう1点お願いします。それぞれ小出市街地、堀之内市街地で特定居住促進地域が指定されているわけですが、この事業を行うに当たっては、最終的にはその地域の住民との関わりが非常に大事になってくるだろうと私は考えます。そういう意味では、各地域の自治会とかコミュニティ協議会等々に、こういうプロジェクトを立ててこれから進むという話し合いというんでしょうか、そういう場を設ける考えはあるんでしょうか。

吉田総務政策部副部長 現在、そこの地域に入った話し合いというところは考えておりませんけれども、この計画策定後にやはり受入体制、受入環境の整備というところでは当然地域の中でのそういう体制整備というのが求められているところです。そこをどう展開していくのか、ちょっとまだ具体的な案というのは持ち合わせていないんですけども、これができた後、それらをしっかりと進めていくためには地域と話し合う中で、実際課題の把握だったり受入れというところを連携して取り組んでいく必要があるかと思います。今いただいた意見も含めて、どう展開していくかというのはこれからさらに検討していきたいと考えております。

横山委員 地域とその二拠点で来た人たちの関わりがうまくいかないと、担い手にはなり得ないと思います。やはりこういう担い手を救うために、こういう計画で今進めていますと。来たときには、皆さんと一緒にという意識を自治会を通して住民であったり、またそれを支えるコミュニティ協議会であったり等々に話をしておく必要が私はあると思います。その辺のところの徹底をお願いしたいというところが1点です。

吉田総務政策部副部長 今ほどいただいた御意見を参考にして、どういう形でコミ協、地域にこの計画を伝えていくのか、そして連携を深めていくかというところは、やり方を含め

てこれからまた検討した上で、ある程度具体的にこちらからお示しできる内容も含めて、それらを含めて検討をしていきたいと考えております。

横山委員　　ステップ2関連事業というところで、「移住体験事業の実施」とか、その下には「学びの機会提供と受入れ体制の充実」とあります。これらを行うに当たっては先ほどの各課との連携であったり、また市内にあるいろいろなNPO法人であったり諸団体との関わりが、私は密にならないと体験事業ができないかと思うんですが、その辺のところはどんな見通しでおられるのかお聞きします。

吉田総務政策部副部長　　この移住体験事業につきましては、今、地域創生課で農作業シェアリングという形で令和6年度から実施しております。まずはその地域創生課がやっている事業を取つかかりに、いろいろなところで体験事業のメニューだったり活動の幅だったりというものを広げるような横への展開ができるかと考えております。ただ、それを行うにしても市単独ではなく、横山委員おっしゃるとおり、やはり地域との関わりだったり連携というものが非常に重要になってきます。そういう意味で、先ほどのコミ協だったり地域への説明、協力のお願いというところも併せて、これらの部分につきましても一緒に検討していきたいと考えております。

大桃委員長　　ほかに質疑はございませんか。(なし) なければ、これで質疑を終結します。本件につきましては、引き続き調査するということで異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

②市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて

大桃委員長　　次に、②市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについてを議題といたします。10月31日に開催されました令和7年度第2回市民の声を聞く会の意見交換会で出されました意見・要望事項を、広報広聴特別委員会からこの取扱いについて委員会で協議するよう依頼を受けました。総務委員会所管のものにつきましては、皆さんお手元にお配りしております資料の黄色く網かけしている部分ですが、ナンバー1番からナンバー8番までの黄色い網かけの部分となります。前もって正副委員長において取扱いの案を入れてあります。これらについて協議をいたします。これよりしばらくの間、休憩いたしますので、忌憚のない声をお聞かせ願いたいと思います。

休　　憩 (10:55)

(休憩中、委員会としての対応について協議)

再　　開 (11:03)

大桃委員長　　休憩を解き、会議を再開いたします。

休憩中に、議会としての対応について協議をしました。市民の声を聞く会の意見・要望の取扱いについては皆さんから協議いただき、ナンバー1の魚沼インターの名称変更については委員会で検討すべきものとしてA、ナンバー2の第3次魚沼市総合計画についてもA、ナンバー3の中心部との差についてもA、ナンバー4の空き家対策についてもA、ナンバー5の除雪費・地域支援については意見として聞き置くものとしてB、ナンバー6の

防災対策についてはA、ナンバー7の冬の雪下ろしについては都市整備課の関係となりますので産業建設委員会で協議していただきます。ナンバー8の放射線・防災対策については聞き置くものとしてBとすることで、異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。本件については以上といたします。

ここで10分間の休憩を取ります。

休 憩（11：04）

再 開（11：15）

大桃委員長 休憩を解き、会議を再開します。

（11）閉会中の所管事務等の調査について

大桃委員長 日程第11、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛てに申し出したいと思います。異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申出を行うことと決定いたしました。

（12）その他

①魚沼市カスタマーハラスメント対応マニュアルについて

大桃委員長 日程第12、その他を議題といたします。①魚沼市カスタマーハラスメント対応マニュアルについて、執行部に説明を求めます。

浅井総務人事課長 それでは、魚沼市カスタマーハラスメント対応マニュアル、先日の星直樹議員の一般質問でもこの話がありましたけれども、本市でもこのカスタマーハラスメント対応マニュアルを作成をしましたので、御説明をいたします。資料についてはフォルダーに格納しておりますカスタマーハラスメント対応マニュアル、こちらを御覧いただきたいと思います。（資料「魚沼市カスタマーハラスメント対応マニュアル」により説明）

このマニュアルについては既に職員には周知しており、各部署においてどのように対応するか話し合い、もしカスタマーハラスメントに該当するようなものがあった場合の対応方法を共有するように説明をしております。また、今月18日には定例の記者会見がありますので、そこでこのマニュアルの作成についてお知らせし、市のホームページに掲載して市民にも周知するということにしております。このカスタマーハラスメント対応マニュアルを作成したことを公表することによって、市民にもカスタマーハラスメントについて関心を持っていただき、市職員に対するカスタマーハラスメントだけでなく、市内事業所においてもカスタマーハラスメントの抑止効果となることを期待しておるところです。

以上、簡単ですけれども、カスタマーハラスメント対応マニュアルの作成について説明とさせていただきます。

大桃委員長 これより質疑を行います。質疑はございませんか。（なし）これで質疑を終結し

ます。本件につきましては、引き続き調査するということで異議ございませんか。（異議なし）そのように決定いたしました。

②魚沼市過疎地域持続的発展計画の変更について

大桃委員長 次に、②魚沼市過疎地域持続的発展計画の変更について、執行部に説明を求めます。

五十嵐企画政策課長 魚沼市過疎地域持続的発展計画の変更について、説明いたします。（資料「魚沼市過疎地域持続的発展計画変更箇所対照表」、「魚沼市過疎地域持続的発展計画（変更案）」により説明）

以上、主な変更点について説明をさせていただきました。資料の説明につきましては、以上とさせていただきますが、今後の予定について報告させていただきます。ただいま説明いたしました計画案につきましては、今月 25 日から来月 21 日までパブリックコメントを募集をしたいと考えております。それから、現在令和 8 年度予算の編成作業をしている最中でありますけれども、その編成過程におきましてこの過疎計画に搭載すべき取組、事業が出てきた場合には、それも追加をした上で令和 8 年度第 1 回定例会に提案をしたいと考えております。説明は以上になります。

大桃委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）これで質疑を終結いたします。本件につきましては、引き続き調査するということで異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

③魚沼市公共施設再編整備計画（第 3 期）の策定について

大桃委員長 次に、③魚沼市公共施設再編整備計画（第 3 期）の策定について、執行部に説明を求めます。

五十嵐企画政策課長 魚沼市公共施設再編整備計画第 3 期の策定について説明をいたします。

公共施設再編整備計画につきましては、この上位計画になります公共施設等総合管理計画で示しております、管理に関する基本的な方針を実行に移すための行動計画と位置づけています。計画の対象としている施設につきましては、いわゆる普通会計の建物と公園等になります。また、この第 3 期計画につきましてはこれまでの 1 期・2 期と同様 5 年間の計画で考えております。令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までを考えております。現在の作業状況ですけれども、維持管理更新費用等の費用推計を現在はしている状況であります。本日、計画案をお示しすることはできませんけれども、計画策定の前提条件と費用推計の要約について、今日は説明をさせていただきたいと思います。（資料「公共施設再編整備計画策定」により説明）

資料の説明は以上になります。次回の総務委員会におきまして、計画案を示し、方針等の説明も再度させていただきたいと考えております。説明は以上になります。

大桃委員長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。（なし）これで質疑を終結します。本件につきましても、引き続き調査することで異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

④魚沼市DX推進方針の改訂について

大桃委員長 次に、④魚沼市DX推進方針の改訂について、執行部に説明を求めます。

五十嵐企画政策課長 魚沼市DX推進方針の改訂について、説明いたします。デジタル社会に対応し、市民の利便性向上と行政事務の効率化を図るため、令和5年度にDX推進方針を策定し、これまで取り組んできているところであります。このたびは方針の推進期間が終期を迎えることと併せ、生成AIの登場など時代の変化に対応したデジタル・トランスフォーメーションを進めるため、改訂を行うものであります。(資料「魚沼市DX推進方針案」により説明)

大桃委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。本件につきましては、引き続き調査するということで異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

⑤第3期魚沼地域定住自立圏共生ビジョンの策定について

大桃委員長 次に、⑤第3期魚沼地域定住自立圏共生ビジョンの策定について、執行部に説明を求めます。

五十嵐企画政策課長 それでは、第3期魚沼地域定住自立圏共生ビジョンの策定について、説明をいたします。

定住自立圏構想につきましては、総務省が平成21年度から推進しているものであります、地方圏における人口減少や少子高齢化に対応するため中心市と周辺市町村が連携協力し、日常生活に必要な生活機能を圏域全体で確保することで地方圏への人の流れを創出し人口定住を促進する取組の総称であります。本地域におきましては、平成28年3月に中心市宣言を行った南魚沼市と本市、それから湯沢町との間でそれぞれ定住自立圏形成協定を締結し、魅力ある圏域形成のために役割を分担した中で取組を進めているところであります。本日説明します第3期魚沼地域定住自立圏共生ビジョン案につきましては、その具体的な取組を示したものであります。

策定に当たりましては、各市、町の職員によるワーキンググループ会議において案を作成し、その後、各市、町で選出されました12名の民間の方で構成する共生ビジョン懇談会での意見聴取を経て取りまとめたものであります。(資料「第3期魚沼地域定住自立圏共生ビジョン(案)」により説明)

共生ビジョン案の説明については以上とさせていただきます。

最後に、資料はありませんけれども、今後の共生ビジョン策定までのスケジュールについて説明をさせていただきます。今月22日から来月21日まで、各市・町におきまして同時にパブリックコメントの募集を行います。その後、各市・町の府議等の意思決定を受けた上で共生ビジョン懇談会に再度諮り、今年度末に魚沼地域定住自立圏共生ビジョンとして策定をしたいというスケジュールになっております。説明は以上になります。

大桃委員長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。(なし) これで質疑を終結します。本件につきましても、引き続き調査するということで異議ありませんか。(異議なし)

そのように決定いたします。

お諮りいたします。12時になりましたけれども、継続して委員会を進めたいと思いますが、いかがでしょうか。（異議なし）そのように決定いたしました。

⑥空き家実態調査の結果について

大桃委員長 次に、⑥空き家実態調査の結果についてということで、執行部に説明を求めます。

吉田総務政策部副部長 （資料「令和7年度空き家実態調査の結果」により説明）

今冬の長期予報の中では平年並みの寒さ、降雪というような予報でありますけれども、市内において局地的に降る可能性もあることから、この結果を基にしまして注意をする空き家のパトロールなど、北部事務所と連携して対応してまいりたいと考えております。また、管理不全空き家がこれ以上増えないように、所有者、管理者に対して適正管理の徹底を求めるなど引き続き取り組むとともに、今回整理したこの台帳をベースにしまして新たな空き家の発生ですか解体して抹消された空き家など、このデータの更新というのを毎年行う中で最新な状況を保っていきたいと考えております。

結果については以上になります。

大桃委員長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。（なし）これで質疑を終します。本件につきましては、引き続き調査するということで異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

⑦下島地内建物収去土地明渡し請求訴訟の経過について

大桃委員長 次に、⑦下島地内建物収去土地明渡し請求訴訟の経過について、執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部副部長 本件につきましては、昭和56年に災害による集団移転によりまして、小芋川から下島地内の市有地に移転をされた方の放置家屋の取扱いに係る経過につきまして、その後動きがございましたので、これまでの総務委員会で説明してきた部分も含めまして、資料はありませんが管財課長から説明をさせていただきます。

斎藤管財課長 借地の状態が続いていた市有地について、借受人が平成27年に亡くなり、相続人全員が相続を放棄したことから相続人不在の空き家となっていた案件です。当該空き家が近隣に対して悪影響を及ぼしているため、下島集落から抑止措置の要望があり、解決に向けて昨年12月に土地明渡しを求める訴訟の提起について議決を受け、今年2月に新潟地方裁判所長岡支部に裁判を提起しました。

3月27日に裁判所から、市に対し、土地を明け渡すよう命じる判決が下りました。なお、訴訟は相手方が不存在であるため、特別代理人の選任申立を行っております。

続きまして、判決の内容を受けて強制執行の申立を行いました。8月4日に裁判所選任執行官によって強制執行の断行が宣言されました。

8月20日、借受人住宅内にある家財と敷地内に残置されている車両1台の撤去を完了しました。

9月4日、空き家解体撤去工事について、一般競争入札により株式会社竹田工務店と契約締結し、10月20日、発注した解体撤去工事が完了し現場は更地の状態となり、11月20日、裁判所選任執行官と空き家解体現場において土地の明け渡し完了確認の立ち会いを行いました。これをもって法的な手続きは終了となります。

今後の予定であります。借受人は亡くなった際に借地料約86万4,000円について滞納しており、相続人が全て相続放棄しておりますので、不納欠損処分を行います。

来年度、雪解け後に明け渡された市有地について財産処分実施要綱に基づき、一般競争入札による公売を行います。説明は以上です。

大桃委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）これで質疑を終結します。本件につきましても、引き続き調査するということで異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

⑧突風被害に係る廃棄物処理費等補助金の申請状況について

大桃委員長 次に、⑧突風被害に係る廃棄物処理費等補助金の申請状況について、執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長 本件につきましては、9月10日に市内各所で発生した突風によりまして被災された建物の撤去に係る費用につきまして、9月定例会の補正予算でその一部を補助する予算の計上を可決いただいたところであります。その後、被災者に連絡を取り相談に応じてまいりましたが、その支援策に係る現在までの申請状況につきまして、こちらも資料はございませんが防災安全課長から説明をさせていただきます。

佐藤防災安全課長 私から、現在の状況を報告させていただきたいと思います。市が把握する被災件数としましては、前回も報告しましたが50件ということになっておりますが、このうち倒木や公共施設等の補助の対象にならない部分を除きますと38件になっております。これにつきまして、現在、各担当者を割り振りまして進捗管理をしているところでございます。本日、12月10日時点での状況につきましては、38件中申請件数9件、執行額が194万4,000円ということになっております。

申請漏れがないように、今週末までに改めて担当者から連絡を取り、申請の意向があるかどうかの確認をこれから進めてまいりたいと思います。また、市が把握していないものはないか、本日付で市報にも周知する予定でございます。私からの報告は以上です。

大桃委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。本件につきましても、引き続き調査するということで異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

⑨その他

・救急車のタイヤ脱輪のその後の状況について

大桃委員長 次に、⑨その他になります。救急車のタイヤ脱輪による傷病者の容体に与えた影響について、報告があります。

桑原消防長 それでは、去る11月7日に発生した救急車のタイヤ脱輪事案についてであります

ですが、タイヤ脱輪により傷病者宅への到着が5分遅れたことによる影響について、搬送した医療機関に問い合わせを行っておりましたが、容体への影響はないとのことでありましたので報告いたします。また、普通車両のタイヤ点検については、ホームページ等で周知しておりますとおりホイールナットの打音点検として現在実施しておりますが、車両運行の研修に参加した職員もおりますので、より効果的な方法を検討して二度とこのような事案が発生しないように努めてまいります。

大桃委員長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。（なし）なしと認めます。これで質疑を終結します。本件につきましては以上とさせていただきたいと思いますが、異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

・給与改定に係る関係条例について

大桃委員長 次に、給与条例の関係で、桑原総務政策部長からお願いをいたします。

桑原総務政策部長 資料はございませんが、今定例会最終日に追加提案を予定をしてございます、議員報酬・特別職の給与及び職員給与の改定に係る関係条例につきまして、それぞれ国の特別職の給与改定、並びに新潟県人事委員会勧告に準拠することとして、改正を行う準備を現在進めております。

その提案内容の概要につきまして、総務人事課長から説明をさせていただきます。

浅井総務人事課長 それでは、改正する予定の条例について、改正内容を簡単に御説明させていただきます。

初めに、魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてでありますけれども、この後に御説明いたします、魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてと同様に、新潟県の特別職の期末手当の支給月数の改定に準じて、議員の期末手当の年間支給月数を3.45月から3.5月に、年間0.05月引き上げる内容の改正を行うものであります。なお、今年度については12月の期末手当に係る支給月数を0.05月引上げることとし、令和8年度は6月と12月の支給月数を平準化する内容の改正を行うこととしております。

次に、魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでありますけれども、先ほど御説明したとおり、新潟県の特別職の期末手当の支給月数の改定に準じて、本市の特別職の期末手当の年間支給月数を3.45月から3.5月に、年間0.05月引き上げる内容の改正を行うものであります。なお、今年度については12月の期末手当に係る支給月数を0.05月引上げることとし、令和8年度は6月と12月の支給月数を平準化する内容の改正も行うこととしております。

次に、魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正についてですが、新潟県人事委員会による勧告に準拠して、片道10キロメートル以上の通勤手当の額の引上げ、宿日直手当の額の引上げ、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数の引上げのほか、給料表を改定し俸給月額の引上げを行う内容の改正を行うものであります。通勤手当につきましては、通勤に使用する自動車等の使用距離に応じて13区分にしていますけれども、そのうちの自動車等の使用距離が10キロメートル以上の11区分において200円から7,100円の範囲で支給額をそれぞれ引き上げるものであり、令和7年4月1日に遡って適用するものであります。

また、令和8年度からは、自動車等の使用距離が60キロメートル以上の区分を細分化し、新たに8区分を加え、通勤手当の上限額を66,400円とするものであります。宿日直手当については、勤務1回の支給額を4,400円から4,700円に引き上げるものであり、令和7年4月1日に遡って適用するものであります。期末手当及び勤勉手当については、今年度は12月のそれぞれの手当の支給月数を0.025月引き上げることとし、令和8年度は6月と12月の支給月数を平準化する内容の改正を行うこととしております。なお、再任用職員についても、その他の職員と支給月数は異なりますが同様に引き上げる内容の改正を行うこととしております。給料表については、給与月額の民間企業との均衡を図り、初任給をはじめ、特に若年層に重点を置いた上で、全年齢層の俸給月額の引上げ改定を行うこととした新潟県人事委員会勧告に準拠して、全ての給料表を改定するものであり、令和7年4月1日に遡って適用するものであります。

次に、魚沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてですが、新潟県人事委員会による勧告に準拠して、特定任期付職員の給料表を改定し俸給月額の引上げを令和7年4月1日に遡って行うほか、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数の引上げを行う内容の改正を行うものであります。なお、引上げについては一般職と同様であります。

次に、魚沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてですが、新潟県人事委員会による勧告に準拠して本市の一般職職員の給料表を改定することから、一般職職員の給料表を準用している会計年度任用職員の給料表を全部改定するものであり、一般職職員と同様、令和7年4月1日に遡って適用するものであります。

以上、本定例会最終日に提出する予定の条例の一部改正議案の概要の説明とさせていただきます。

大桃委員長 これから質疑を行いますが、本件は最終日に提案予定でありますので、その辺をお含みおきいただいた中で質疑をお願いしたいと思います。

森島委員 総額は大体どのくらいになりますか。

桑原総務政策部長 先ほどの説明に関する部分の補正額といたしましては、全会計、一般職、特別職と全部合わせてなんですが、大体3,000万円から4,000万円の間ぐらいということで今算定を進めているところでございます。

大桃委員長 最終日に提案されると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。これで質疑を終結いたします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。ほかに執行部から報告事項等ありましたらお願いします。（なし）委員の皆さんから御意見、協議事項等はありませんか。（なし）本日の会議録の調製につきましては、委員長に一任願います。本日はこれにて閉会いたします。

閉　　会（12：17）

総務委員会

委員長 大桃 俊彦